

光市公告第 37 号

光市窓口業務支援システム導入及び運用業務の委託について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 3 日

光市長 芳 岡 統

記

1 業務名

光市窓口業務支援システム導入及び運用業務

2 業務の目的

光市窓口業務支援システム導入及び運用業務は、「光市行財政構造改革推進プラン」で掲げた「市民満足度の高い行政サービスの推進」の取組である「書かない窓口」を導入することで、市民の利便性向上、窓口事務の効率化・高度化を実現することを目的とする。

3 委託期間

(1) 導入業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日（土）まで

(2) 運用業務委託期間

令和 8 年 3 月 1 日（日）から令和 13 年 2 月 28 日（金）まで（予定）

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

- (2) 国税、県税及び市町村税を滞納している者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (4) 公告の日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りでない。
- (6) 過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）において、人口5万人以上の地方公共団体に、現に稼働している窓口業務支援システムを納入した実績があること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証又はプライバシーマークを取得していること。
- (8) 光市役所で行うプレゼンテーション及び構築段階の打合せ等に参加できること。

5 実施要領等関係書類の入手方法

実施要領等は、市ホームページ<https://www.city.hikari.lg.jp/>から入手すること。

6 参加申込書等の提出方法等

(1) 提出期間

令和7年7月3日（木）から令和7年7月14日（月）までの日（光

市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下、休日という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

（2） 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法で提出期間内に必着とすること。

（3） 提出先

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号
光市政策企画部情報・DX推進課

7 企画提案書等の提出方法等

（1） 提出期間

参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年8月5日（火）までの日（休日を除く。）の午前8時から午後5時まで。

（2） 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法で提出期間内に必着とすること。

（3） 提出先

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号
光市政策企画部情報・DX推進課

8 評価及び選定

（1） 選定審査

光市窓口業務支援システム導入及び運用業務公募型プロポーザル委託業者選定委員会により行う。

（2） 選定審査方法

提出された企画提案書の内容、当該企画提案書に基づくデモンストレ

ーション、プレゼンテーション及びヒアリングにより、本業務の受託に最も適した者等を特定する。

9 その他

- (1) 本手続に関する照会窓口は、光市政策企画部情報・D X推進課（電話 0833-72-1419 電子メールアドレス jyouhou@city.hikari.lg.jp）とする。
- (2) その他詳細は、実施要領等による。